



平成 22 年 11 月 5 日

各 位

会 社 名 サトレストランシステムズ株式会社
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 重里 欣孝
(コード番号 8163 大証1部)
問合せ先 取締役兼執行役員 寺島 康雄
(TEL 072-227-5901)

単元株式数の変更及び定款の一部変更
並びに株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 11 月 5 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、単元株式数の変更及び定款の一部変更並びに株主優待制度の変更について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整え、当社株式流動性の一層の向上と投資家層の拡大を図るため、定款を変更し投資単位を引き下げるものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日(効力発生日)

平成 22 年 12 月 1 日(水曜日)

2. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 後 |
|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 (新設) | (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。 <u>附則</u> <u>(単元株式数に関する経過措置)</u> <u>第 8 条の変更は、平成 22 年 12 月 1 日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u> <u>(単元株式数)</u> <u>第 8 条 当社の単元株式数は 1,000 株とする。</u> <u>なお、本附則は、第 8 条の変更の効力発生後これを削除する。</u> |

- (3) 効力発生日
平成 22 年 12 月 1 日(水曜日)

(ご参考)

平成 22 年 12 月 1 日をもって、大阪証券取引所における売買単位も 1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

3. 株主優待制度の変更について

- (1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

- (2) 変更の内容

従来、3 月末と 9 月末時点で 1 単元 (1,000 株) 以上保有の株主様に贈呈しておりましたが、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することに伴い、10 単元 (1,000 株) 以上保有の株主様への贈呈に変更となります。(贈呈対象の株式数は 1,000 株以上で、従来より実質的に内容の変更はありません。)

- (3) 変更開始時期

平成 23 年 3 月 31 日現在の株主名簿に記載または記録された株主様から上記内容を適用いたします。

以上